



柏崎市告示第57号

森林経営管理法第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月6日

柏崎市副市長 西 卷 康



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり
- 2 縦覧場所  
柏崎市産業振興部農林水産課  
柏崎市のホームページ
- 3 本公告により、柏崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。